

報道関係者各位

平成25年 5 月 22 日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課 長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官

鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました

～労働者派遣法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は本日(平成 25 年 5 月 22 日)、株式会社 IMD に対して、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました。

詳細は下記のとおりです。

1 特定労働者派遣事業の事業廃止を命じた事業主

- (1) 事業主名 株式会社 IMD
- (2) 代表者氏名 代表取締役 山田 功一
- (3) 所在地 石川県金沢市鞍月 3 丁目 27 番地
- (4) 届出受理年月日 平成 16 年 2 月 1 日
- (5) 届出番号 特 17-010121

2 処分内容

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 21 条第 1 項の規定により、特定労働者派遣事業の廃止を命ずる。

3 処分理由

株式会社 IMD 代表取締役 山田 功一は、刑法(明治 40 年 4 月 24 日法律第 45 号)第 246 条第 1 項に違反し、懲役 4 年 6 月の刑に処せられ、平成 25 年 2 月 27 日刑が確定した。

このため、株式会社 IMD は、労働者派遣法第 6 条第 10 号に規定する欠格事由に該当することとなったため。

※労働者派遣法及び刑法の関係条文は別添をご参照ください。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

(事業廃止命令等)

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当するとき又は第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 略

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～九号、略

十 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一、十二号 略

○刑法

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 略